

《役員選挙の告示》

会員各位

(公社) 岡山県栄養士会選挙管理委員会

役員の任期満了に伴い(公社)岡山県栄養士会定款第22条により役員の選任を行う。

定款 第5章 役員 (役員の設定及び役員の選出)

第21条 本会に、次の役員を置く。(1) 理事 20名以上25名以内 (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事とする。

第22条 理事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、正会員外である有識者より総会の決議によって選任する。

1. 役員の定数

①総会で選任する理事20名以上25名以内

2. 投票の日及び場所

①平成30年6月9日(土) 定時総会時

②株式会社コープP&S オルガホール 岡山市北区奉還町1丁目7番7号 オルガビル地下1階

3. 立候補者の資格及び届け出方法

①立候補者は、平成28・29年度の正会員であり、平成30年度の会費を納入した者であること

②支部・事業部からの推薦者

③すべての人々の自己現実を目指し健やかによりよく生きるとのニーズに応え、専門職業人としての倫理と科学的かつ高度な技術に裏付けられた食と栄養の指導を通して公衆衛生の向上に寄与することができる者であること

④選任告示に従って、立候補者本人の経歴等を立候補届用紙(県栄HPからダウンロード)に記入し、平成30年3月31日～4月19日の間に選挙管理委員会(栄養士会事務局)までに提出する。

4. 選任の方法

①選任は平成30年度定時総会(6月9日)の決議によって行う。

②立候補者が定数を超えないときは、信任の可否を問う選任決議を行う。

③届け出書類に不備または虚偽・不正があるとき、届け出書類が期日に遅れた時は候補者の資格を失う。

《(公社) 日本栄養士会代議員選挙の告示》

会員各位

(公社) 岡山県栄養士会選挙管理委員会

(公社) 日本栄養士会の代議員の任期満了に伴い公益社団法人日本栄養士会の選挙に関する規定に基づき代議員の選挙を行う。実施管理は、岡山県栄養士会に委任され、詳細については会報「栄養日本・礎」(Vol.3-No.4)を参照

1. 代議員の定数

平成30～31年度、7名+補欠代議員1名

※代議員の数は、29年度末の会員数によって確定することから変更される可能性がある。

2. 投票の日及び場所

①平成30年6月9日(土) 定時総会時

②株式会社コープP&S オルガホール 岡山市北区奉還町1丁目7番7号 オルガビル地下1階

3. 立候補者の資格及び届け出方法

①平成28年・29年度の正会員であり、平成30年度の会費を納入した者であること

②日本栄養士会の総会において、本会の全会員の代表として豊かな合意の形成に努めることができる者であること

③選任告示に従って、立候補者本人の経歴等を立候補届用紙(県栄HPからダウンロード)に記入し、平成30年3月31日～4月19日の間に選挙管理委員会(栄養士会事務局)までに提出する。

4. 選任の方法

①選任は平成30年度定時総会(6月9日)の決議によって行う。

②立候補者が定数を超えないときは、信任の可否を問う選任決議を行う。

③届け出書類が不備または虚偽・不正があるとき、届け出書類が期日に遅れた時、選挙当日の総会に欠席した時は候補者の資格を失う。ただし、選挙管理委員長がやむを得ないと認めた時は、この限りではない。